

鳥取県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
福瀬市山伯耆大山停車場線	西伯郡伯耆町岩屋谷字赤子谷1259-1地先から同町坂長字長者屋敷2545-1地先まで	変更前	13.2~65.8	297.0
		変更後	13.2~72.3	285.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	6.3~61.3	1,186.0
		西伯郡伯耆町坂長字下屋敷2361地先から同町大殿字北檜1908-3地先まで	11.3~26.6	491.0
	変更後	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	11.3~61.3	1,148.0
		西伯郡伯耆町坂長字西南原2566-1地先から同町大殿字北檜1904地先まで	6.3~75.0	1,066.0